

「居心地が良く歩きたくなる」まちなか創出に向けた
道路空間利活用に関するガイドライン

令和4年4月

「居心地が良く歩きたくなる」まちなか創出に向けた
関係省庁支援チーム

「居心地が良く歩きたくなる」まちなか創出に向けた
関係省庁支援チームについて

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出に向けて、街路、公園、水辺空間、民間空地等の公共空間利活用等に向けた対応方策等を検討し、関係省庁の連携により地域の取組を支援するため、「居心地良く歩きたくなる」まちなか創出に向けた関係省庁支援チームを令和3年3月に設置しました。

構成員については次のとおりです。

チームリーダー	国土交通省	都市局	まちづくり推進課
構成員	国土交通省	都市局	街路交通施設課
	国土交通省	都市局	市街地整備課
	国土交通省	都市局	公園緑地・景観課
	国土交通省	水管理・国土保全局	水政課
	国土交通省	水管理・国土保全局	河川環境課
	国土交通省	道路局	路政課
	国土交通省	道路局	環境安全・防災課
	国土交通省	住宅局	市街地建築課
	内閣府	地方創生推進事務局	
	厚生労働省	医薬・生活衛生局	食品監視安全課
	警察庁	交通局	交通規制課

はじめに

我が国では人口減少や少子高齢化が進行し、ソーシャルキャピタルの低下等の課題を抱える一方で、知識集約型経済の拡大やグローバル化に伴う都市間競争の加速、働き方改革やワークライフバランスの重視等の働き方の多様化が進んでおり、都市における魅力向上が求められています。

こうした状況を背景に、国土交通省都市局では、平成30年度から令和元年度にかけて、産学官の関係者からなる「都市の多様性とイノベーションの創出に関する懇談会」を開催し、都市経済・社会の多様性の促進や付加価値を創出する都市の在り方について検討を進めてきたところ、同懇談会より、新たな都市像を示すキーワードとして『WEDO』（Walkable, Eyelevel, Diversity, Open）が示されるとともに、「官民のパブリック空間をウォーカブルな人中心の空間へ転換し、民間投資と共鳴しながら『居心地が良く歩きたくなるまちなか』を形成する必要がある」との提言を受けました。これを受け、人間中心の豊かな生活の実現やイノベーションの創出による新たな価値の創造と地域課題の解決を目指して、多様な人材が集い、交流する「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出に向け、その取組を推進しているところです。

その取組を一層推進していくためには、地域活動が円滑に進むよう、パブリック空間の利活用等に関係する制度や施策を所管する省庁・部局の連携が不可欠と考え、「居心地が良く歩きたくなる」まちなか創出に向けた関係省庁支援チーム内において議論を重ねてまいりました。

本ガイドラインは、近年、地域の賑わい創出のためのイベントの場やオープンカフェとしての道路の利用など、道路空間の利活用への期待が高まっていることを踏まえ、パブリック空間を代表する道路空間の利活用に着目し、地方公共団体やエリアマネジメント団体などの地域活動を行う方々に活用していただくことを念頭に、地域活動を円滑に実施するための手法をとりまとめたものです。

全国の様々な地域において、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを進めるに当たり、本ガイドラインがその一助となれば幸いです。

目 次

第1章 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりについて

- 1 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかとは・・・・・・・・・・1
- 2 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりへの期待・・・・・・・・2
- 3 居心地の良い空間づくりとしての道路空間利活用・・・・・・・・2

第2章 道路占用許可について

- 1 道路占用許可とは・・・・・・・・・・4
- 2 道路占用許可の基準及び条件・・・・・・・・・・4
- 3 道路占用許可の特例制度・・・・・・・・・・6
- 4 道路占用許可の申請手続の簡素化・弾力化・・・・・・・・9

第3章 道路使用許可について

- 1 道路使用許可とは・・・・・・・・・・11
- 2 道路使用許可の基準及び条件・・・・・・・・・・12
- 3 道路使用許可の期間・・・・・・・・・・12
- 4 道路使用許可手続の簡素化・弾力化に向けた取組・・・・・・・・13

参考事例

参考資料

- ・ 地域再生エリアマネジメント負担金制度

第1章 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりについて

1 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかとは

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかには、「W, E, D, O」の4つの共通する特徴があります。

Walkable (ウォーカブル) : 歩きたくなる

居心地が良い人中心の空間を創ると、まちに出かけたくなる、歩きたくなる。

Eye level (アイレベル) : まちに開かれた1階

歩行者目線の1階部分等に店舗やラボがあり、ガラス張りで中が見えると、人は歩いて楽しくなる。

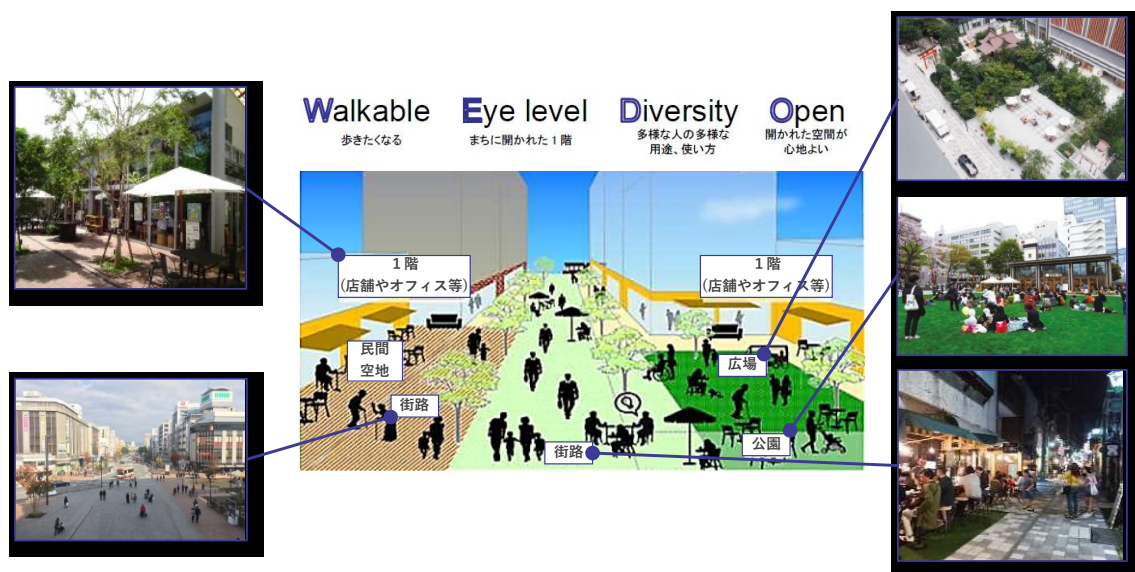
Diversity (ダイバーシティ) : 多様な人の多様な用途、使い方

多様な人々の多様な交流は、空間の多様な用途、使い方の共存から生まれる。

Open (オープン) : 開かれた空間が心地良い

歩道や公園に、芝生やカフェ、椅子があると、そこに居たくなる、留まりたくなる。

このように、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりには、歩きやすい空間づくりのみならず、まちの1階部分において人々の興味を引く、楽しい環境とすることで、人々が思い思いの多様な活動ができる空間の形成、誰にも開かれ、滞在したくなるような空間づくりが必要です。



2 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりへの期待

居心地の良い空間をつくり、多様な人々をまちに惹きつけ、交流がうまれることが、地域課題の解決につながる環境づくりになります。

① 地域課題解決には多様な人材の集積・交流が不可欠

人口が減少し、地域課題が多様化する我が国においては、課題解決と新たな価値の創造が必要です。そのためには多様な人々が集まり、交流を促進させることが不可欠となります。

② 多様な人材が惹きつけられ交流がうまれるまちなかづくり

多様な人材の集積・交流の促進のためには、人々が惹きつけられ、出会いを生んでいくための魅力的なまちづくりが求められます。

③ 人々を惹きつけるまちなかづくりには居心地の良い空間づくりが重要

人々を惹きつけるまちなかづくりのためには、人々が「歩きたい、滞在したい」と感じることでできる居心地の良さがある空間づくりを推進することが重要であると考えられます。このような「居心地が良く歩きたくなる」まちなかを創出することは、多様な人材や関係人口が呼び寄せられ、人々が交流し、滞在する空間が形成され、新たなネットワーク、コミュニティの創出につながります。例えばニューヨーク（米国）では、車道や駐車空間などの見直しにより歩行者空間の拡充が行われ、街路だけではなく公園や沿道の店舗等と一体的に整備されることで、人々が集い、憩うための場所が創出されており、歩行者の増加や周辺店舗の売り上げの増加などの効果が出ています。

このように、居心地の良い空間づくりは、地域課題の解決や新たな価値の創造に寄与し、まちの魅力を高め、さらに多様な人々を呼び寄せるという好循環を生み出していくと期待されます。

3 居心地の良い空間づくりとしての道路空間利活用

近年、地域の賑わい創出のためのイベントの場やオープンカフェとしての道路の利用など、道路空間の利活用への期待が高まっています。道路空間を利活用することは、歩行者の増加や周辺店舗の売り上げの増加などの効果が期待され、人々が集い、憩うための場所が創出されることにより、居心地の良い空間づくりに寄与します。

道路空間を利活用した地域活動の基本的な考え方や進め方については、「道を活用した地域活動の円滑化のためのガイドライン―改定版―」（平成 28 年 3 月国土交通省道路局）に、また、道路法における道路空間の利活用のための制度である「歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）制度」については、「多様なニ

ズに定める道路ガイドライン」(令和4年3月国土交通省道路局)に詳述されています。

本ガイドラインの次章以降では、道路空間を利活用した地域活動を行うに当たって必要となることの多い次の許可のうち、①及び②に関し、地方公共団体やエリアマネジメント団体などの方々が道路空間を利活用した地域活動を円滑に実施するための一助となるよう、最近の動向も踏まえつつ、その基準や条件等について解説を記載しました。

① 道路占用許可

道路上に物件を設置し、継続して道路を使用する場合には、道路法第32条に基づき、道路管理者の許可が必要になります。

② 道路使用許可

イベントなどで道路を使用する場合には、道路交通法第77条に基づき、所轄警察署長の許可が必要になります。

なお、①と②はいずれかの窓口に一括して申請することができます。

参考：飲食店等営業許可

道路上で、飲食店などの営業を行う場合には、食品衛生法第55条に基づき、その施設の所在地を管轄する都道府県知事、もしくは保健所を設置する市の市長又は特別区の区長の許可が必要になりますが、客席のみの場合であれば許可は不要としています。

第2章 道路占用許可について

1 道路占用許可とは

(1) 道路占用とは

道路の占用とは、道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいいます。道路占用を行う際には、道路管理者による道路占用許可が必要となります。許可を受けるためには、事前に当該道路管理者への申請が必要です。道路占用許可の申請窓口は、一般的には、国道については国道事務所または出張所、都道府県道については都道府県土木事務所など、市町村道については市町村役場となっています。なお、国道であっても国が直接管理せず都道府県が管理している場合もありますので、国道事務所または出張所にお問合せください。

(2) 地域活動において占用許可を受けるもの

道路法第32条第1項などには、設置に当たって占用許可を受けなければならない物件が列挙されています。地域活動に関わるものとしては、以下のようなものが挙げられます。

- | | |
|-----------|-----------|
| ・ 広告塔 | ・ 食事施設 |
| ・ 露店、商品置場 | ・ 購買施設 |
| ・ 看板、旗ざお | ・ 自転車駐車器具 |
| ・ 幕、アーチ | |

ここで列挙されているもののほか、『その他これらに類する物件』などの規定に該当する物件として、過去の活動事例では、以下のようなものについて占用許可が認められています。

- | | |
|-------------|-----------------|
| ・ テント、パラソル | ・ ステージ、やぐら、観客席 |
| ・ テーブル、椅子 | ・ 音響機材（スピーカーなど） |
| ・ 電飾、提灯、ランプ | ・ フェンス、コーン |
| ・ フラワーポット | ・ ベンチ |

2 道路占用許可の基準及び条件

(1) 道路占用の許可基準

道路占用許可は、道路管理者が道路法第33条第1項などにより、以下のような基準への適合を判断し、許可をすることとなっています。

- ・ 占用許可の対象物件であること
- ・ 道路の敷地外に余地がなくやむを得ないこと
- ・ 占用の期間や場所などに関する道路法施行令の基準に適合していること
- ・ 一般原則に適合していること（公共性、安全性、計画性）

地域活動においても、基本的には、上記の基準に基づき、個別具体的に各道路管理者が判断し、道路占用を許可することになります。

実際には、個別具体の事例に応じて、実施主体などに対し適切な助言、情報提供などを行い、道路占用の円滑化に配慮することとしていますので、時間的な余裕を持って事前に相談することが重要です。

なお、道路占用の許可基準のうち、「道路の敷地外に余地がなくやむを得ないこと」という、いわゆる無余地性の基準を満たすことが難しい場合には、後述する道路占用許可の特例制度を活用することにより、無余地性の基準を適用しないことが可能となります。ただし、対象となる物件は、特例制度を活用せずとも、通常の占用許可によって設置が可能な場合もあることから、特例制度の活用にあたっては、その必要性を十分に検討すべきであると考えられます。

また、国土交通省では、対象となる物件の設置に併せて、占用主体が、占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定など、道路の維持管理への協力を行うことを条件として、占用料を減額することとしています。

（２）道路占用の許可条件

道路占用を許可するにあたって、道路管理者は、道路の構造の保全、交通の危険の防止、その他円滑な交通を確保するために、必要な条件を付すことができることとされています。（道路法第 87 条）

代表的な条件として以下の項目が挙げられます。

- ・ 迂回路や駐車場などの交通案内を行うこと
- ・ 路上イベントにより多数の来客が見込まれる場合は、十分な駐車場などを確保すること
- ・ 路上イベント終了後は、道路の清掃を行い、原状回復すること

また、道路占用の内容によっては次のような条件を付したものもあります。

- ・ 関係車両の出入りについて、緊急自動車の支障とならないようにすること
- ・ 占用物件は、信号機や道路標識と類似し、これらの効用を妨げ、またはその視認性を害するものではないこと
- ・ 実施期間中において道路の要所へ交通誘導員を配置すること

イベントなどの実施期間中は、歩道においては地域の活性化などのために活用される空間としての機能が大きく発揮されますが、同時に、歩行者の通行という道路本来の機能を損なうことがあってはなりません。

よって、道路上の一定の場所・区間に多数の人々が集まることに伴う交通上の危険を防止し、円滑な通行を確保することや、イベント終了後の原状回復を適切に行うための方策については、十分な注意を払う必要があります。

3 道路占用許可の特例制度

(1) 道路法に基づく特例（歩行者利便増進道路（通称：ほこみち））

令和2年の道路法の一部改正により、賑わいのある道路空間を構築するための道路の指定制度が創設されました。「歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）」として指定した道路のうち、歩行者の利便の増進に資する物件等（歩行者利便増進施設等）の適正かつ計画的な設置を誘導するための区域（利便増進誘導区域）を道路管理者が指定することにより、その区域内を対象とした道路占用許可を行うに当たって、「道路の敷地外に余地がなくやむを得ないこと」という許可基準を適用しないこととする、道路占用許可の特例制度を設けています。

また、利便増進誘導区域において、公募により占用者を選定することが望ましい歩行者利便増進施設等については、より歩行者の利便の増進に資するものを選定し、道路の適切な場所への設置を誘導するという観点から、公募により複数の占用希望者からの提案を募り、その中から選定された占用計画については、通常の道路占用許可（5年）より長期間（最長20年）にわたり、より積極的に占用を認めることができるようになりました。

占用許可に当たっては、道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置をあわせて実施することを条件にしています。

本特例制度の対象となる歩行者利便増進施設等と認められるものは、以下の物件です。

- ・ 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
- ・ 標識、旗ざお、幕及びアーチ
- ・ ベンチ、街灯その他これらに類する工作物
- ・ 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
- ・ 自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの
- ・ 集会等の催しのために設けられる露店、商品置場その他これらに類する施設

また、本特例制度を活用するためには、以下の手続が必要となります。

① 歩行者利便増進道路の指定

道路管理者が、以下に示す指定要件を満たす場合に、歩行者利便増進道路に指定する。その際、道路管理者は、指定の前に市町村長との協議及び都道府県公安委員会への意見聴取を行う必要がある。

- イ 快適な生活環境の確保と地域活性化に資すると判断できること
- ロ 都市機能の配置状況や沿道の利用状況等から、歩行者の利便増進に資す

- る適切な区間であると判断できること
- ハ 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するための十分な有効幅員を確保できること
- ニ 沿道住民や周辺地方公共団体など関係機関との協議等により理解が得られていること

② 指定道路内における特例区域（利便増進誘導区域）の指定

道路管理者が、歩行者利便増進道路のうち、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導するための特例区域を、利便増進誘導区域として指定する。その際、道路管理者は、指定の前に警察署長との協議を行う必要がある。

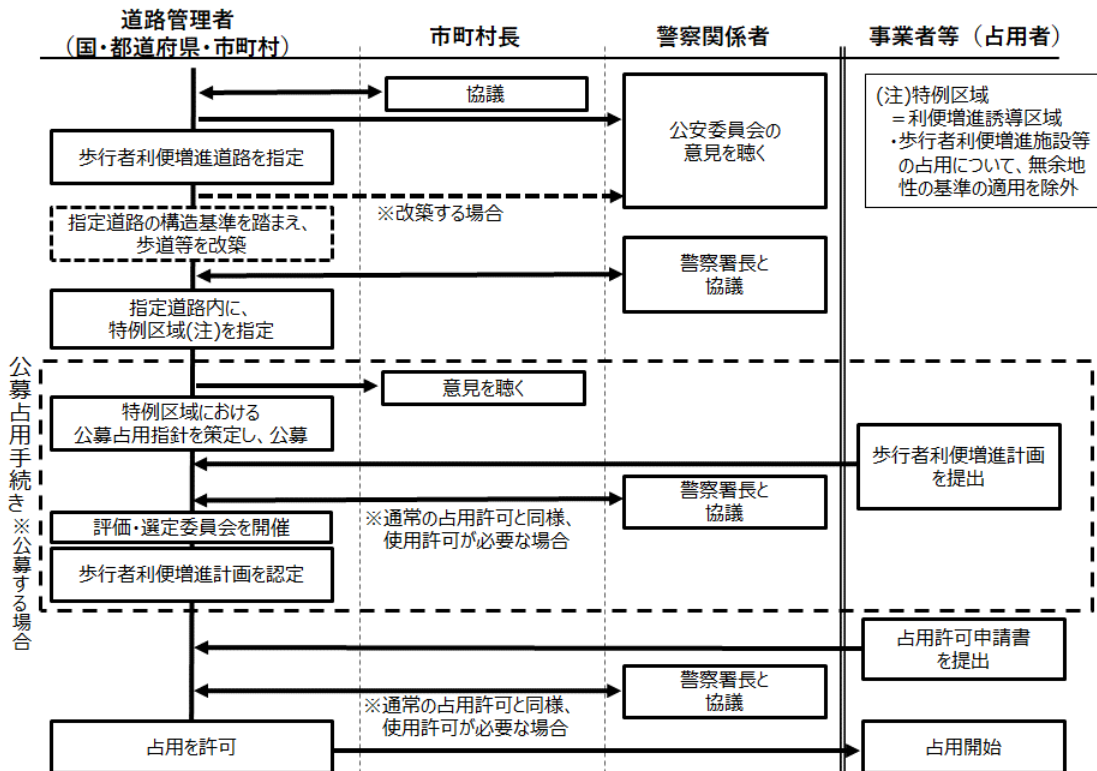
③ 公募占用手続（※公募占用を行う場合）

道路管理者は、市町村長及び学識経験者の意見聴取を行った上で公募占用指針を策定し、その旨を公示する。その後、道路管理者は、事業者等（占有者）から提出された歩行者利便増進計画を審査し、警察署長と協議を行った上で占用予定者の選定及び歩行者利便増進計画の認定を行う。

④ 道路占用許可手続

選定した占有主体からの申請に基づき、道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置を講じること、占用の期間が満了した場合又は占用が廃止された場合は原状回復を行うことを含む必要な条件を付した上で、占用を許可する。

なお、上記手続の全体の流れを以下に示します



(2) 都市再生特別措置法に基づく特例

市町村が作成する都市再生整備計画に、道を活用した地域活動に使われる一定の物件を道路に設置することを盛り込むことにより、それらの道路占用許可を行うに当たって、「道路の敷地外に余地がなくやむを得ないこと」という許可基準を適用しないこととする、道路占用許可の特例制度を設けています。

その際、民間の活力を活用して道路環境の整備を進めていくため、道路美化活動や放置自転車対策などの公益活動をあわせて実施することを占用許可の条件にしています。

本特例制度の対象となるのは、以下の物件です。

- ・ 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
- ・ 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
- ・ 自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

また、本特例制度を活用するためには、以下の手続が必要となります。

① 都市再生整備計画への記載

市町村が、対象となる物件の設置について記載した都市再生整備計画を作成する。その際、道路管理者及び都道府県公安委員会の同意を得ることが必要となる。

② 特例道路占用区域の指定

都市再生整備計画の記載に基づき、市町村の意見を聴いた道路管理者が、警察署長に協議した上で、特例を活用できる道路の区域を物件の種類ごとに指定する。

③ 占用主体の選定

都市再生整備計画を作成する際に設置できる協議会を活用するなどして、特例道路占用区域に設置する物件ごとに、道路管理者が占用主体を選定する。

④ 道路占用許可手続

選定した占用主体からの申請に基づき、道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他措置を講じること、占用の期間が満了した場合又は占用が廃止された場合は原状回復を行うことを含む必要な条件を付した上で、占用を許可する。

(3) 中心市街地の活性化に関する法律に基づく特例

市町村が作成し、内閣総理大臣が認定する中心市街地の活性化に関する基本計画に、道を活用した地域活動に使われる一定の物件を道路に設置することを盛り込むことにより、それらの道路占用許可を行うに当たって、「道路の敷地外に余地がなくやむを得ないこと」という許可基準を適用しないこととする、道路占用許可の特例制度を設けています。

その際、都市再生特別措置法に基づく特例制度と同様に、道路美化活動や放

置自転車対策などの公益活動をあわせて実施することを占用許可の条件にしています。

本特例制度の対象となる物件は、以下の物件です。

- ・ 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
- ・ 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
- ・ 自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

また、本特例制度を活用するためには、以下の手続が必要になります。

① 基本計画への記載

市町村が、対象となる物件の設置について記載した基本計画を作成する。その際、道路管理者及び都道府県公安委員会の同意を得ることが必要となる。

② 基本計画の認定

作成した基本計画について、国土交通大臣の同意を得た上で、内閣総理大臣の認定を受けることが必要となる。

③ 特例道路占用区域の指定

基本計画の記載に基づき、市町村の意見を聴いた道路管理者が、警察署長に協議した上で、特例を活用できる道路の区域を物件の種類ごとに指定する。

④ 占用主体の選定

基本計画を作成する際に設置できる協議会を活用するなどして、特例道路占用区域に設置する物件ごとに、道路管理者が占用主体を選定する。

⑤ 道路占用許可手続

選定した占用主体からの申請に基づき、道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他措置を講じること、占用の期間が満了した場合又は占用が廃止された場合は原状回復を行うことを含む必要な条件を付した上で、占用を許可する。

4 道路占用許可の申請手続の簡素化・弾力化

国土交通省においては、路上イベント等を行うに当たって必要となる道路占用許可の手続について、警察庁とも連携して、以下のような簡素化・弾力化を図ることにより、道路管理者として路上イベントの実施などを支援することとしています。

① 事前相談における助言

多種多様な目的・形態が想定される路上イベント等の道路占用許可について、設置しようとする物件の概要、安全確保策などについて積極的に事前相談

を受け、適切に助言を実施する。

なお、歩行者利便増進道路制度を適用して飲食提供等のための施設を路上に設置する場合、ホームページ上で公開している確認事項を満たす申請については、事前相談を行ったものとみなして、これを省略することができることとしている。

② 道路占用許可申請書の一括化

複数の露店、テーブル及び椅子などの物件が同一の主体の管理及び責任の下で設置される場合に、それらの物件をまとめて1枚の申請書に記載させて一括申請させることにより、図面等作成の労力を省力化する。

③ 更新手続書類の簡素化

占用許可期間が満了し、占用主体が引き続き同一の物件の占用を希望する場合に、前回申請時の図面を活用するなどにより、更新手続時に求める書類を簡素化する。

④ 道路使用許可との一括受付制度

オープンカフェの出店など、道路占用許可と道路使用許可の両方が必要となる場合に、実施主体・警察と一堂に会する場を設けて事前相談を受けたり、道路法第32条第4項及び道路交通法第78条第2項の規定に基づき、道路管理者又は警察署長のいずれかが申請を一括して受け付けたりすることにより、申請者の負担を軽減する。

なお、歩行者利便増進道路制度を適用して飲食提供等のための施設を路上に設置する場合には、道路占用許可システムを活用した道路占用許可の申請（①の確認事項を満たすもの又は事前相談により調整済みのものに限る。）の際に、道路使用許可の申請も一括して受け付けることができることとしている。

⑤ 占用の期間の柔軟な取扱い

占用の期間について、継続的・反復的に路上イベントが開催される場合に、開催のたびに申請書の提出を求めるのではなく、例えば一定期間内の土曜日及び日曜日の特例の時間を許可期間とする占用許可を行うなどにより、申請者の負担を軽減する。

第3章 道路使用許可について

1 道路使用許可とは

道路本来の用途に即さない道路の特別の使用行為で、交通の妨害となり、又は交通に危険を生じさせるおそれのあるものを行うことは一般的に禁止されていますが、このうち、それ自体社会的な価値を有するものについては、一定の要件を備えていれば、警察署長の行う道路の使用許可によってその禁止が解除されることとなります。

この道路使用許可が必要となる行為については、道路交通法第77条第1項に規定されている行為で、道路工事や祭礼行事等となります。

なお、道路管理者が道路占用許可を与えようとする場合に、その許可に係る行為が道路使用許可も必要とするものであるときは、あらかじめ警察署長に協議しなければなりません。

【道路交通法第77条第1項】

- 1号：道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人
- 2号：道路に石碑、銅像、広告板、アーチその他これらに類する工作物を設けようとする者
- 3号：場所を移動しないで、道路に露店、屋台店その他これらに類する店を出そうとする者
- 4号：その他都道府県公安委員会の定める行為、例えば道路において祭礼行事等をしようとする者

【参考】道路使用許可が必要となる行為の分類の主な例

行為の分類	
1号	道路工事、管路埋設工事、軌道工事、地下道工事、架空線作業、マンホール作業、採血作業、ゴンドラ作業、搬出入等作業 等
2号	石碑の設置、電柱の設置、バス停標示施設の設置、ベンチの設置、上屋の設置、アーケードの設置、上空通路の設置、電柱の添架広告物の設置、取付看板の設置、情報提供装置の設置、飾り付けの設置、舞台の設置 等
3号	露店、屋台店、商品の陳列台 等
4号	みこし、ロケーション、人寄せ、消防訓練、祭礼行事、集団行進、寄付金募集、宣伝物交付、車両装飾（街頭宣伝）、路上競技 等

2 道路使用許可の基準及び条件

(1) 道路使用許可の許可基準

道路交通法第 77 条第 2 項により、以下のいずれかに該当する場合は、所轄警察署長は道路使用を許可しなければならないとされています。

【道路交通法第 77 条第 2 項】

- 1号：当該申請に係る行為が現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき
- 2号：当該申請に係る行為が許可に付された条件に従って行われることにより交通の妨害となるおそれなくなると認められるとき
- 3号：当該申請に係る行為が現に交通の妨害となるおそれはあるが公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められるとき

また、所轄警察署長において道路使用許可の判断を行うに当たっては、以下の点を考慮することとされています。

イベント等の開催目的に加え、イベント等のために道路を使用することについての地域住民、道路利用者等の合意形成の状況を踏まえ、当該イベント等が、交通の妨害の程度を上回る公益性を有すること。

(2) 道路使用許可に際しての条件付与

道路使用を許可するに際して、所轄警察署長は、道路交通法第 77 条第 3 項により、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るための必要な条件を付することができることとされています。

3 道路使用許可の期間

所轄警察署長は、道路使用許可の期間について、当該行為の目的、場所、方法又は形態及び一般交通の実態等を勘案し、交通管理上必要と認められる期間として、個別具体的に定めることとされています。

都道府県警察では、申請者が事前に許可の期間をある程度予測できるよう、また、所轄警察署長が同種の行為に対する許可の期間について一定の判断をし得るよう、道路使用許可が必要となる行為の分類（P11「道路使用許可が必要となる行為の分類の主な例」参照）に応じ、許可の期間に係る基準を定めて公表している場合があります。

なお、3号の分類においては、例えば、オープンカフェ等を実施する場合において、年間を通じ、出店日や出店場所が特定されていたり、毎月 1 回以上定期的に出店されたりするなど、「定型的なもの」と判断される場合には、許可期間が

長く設定されることもあります。

4 道路使用許可手続の簡素化・弾力化に向けた取組

警察では、地域活性化等に資するという社会的な意義があり、地域住民、道路利用者等の合意に基づいて行われるイベント等については、道路使用許可手続が円滑に行われるよう配慮した運用を実施しています。

① 事前相談への対応

事前相談が行われるよう周知するとともに、イベント等の実施主体に対し、交通への影響を少なくするための実施方法について、助言・情報提供等を実施する。

なお、歩行者利便増進道路制度を適用して飲食提供等のための施設を路上に設置する場合、ホームページ上で公開している確認事項を満たす申請については、事前相談を経ることなく、許可申請を行うことができることとしている。

② 合意形成の円滑化への協力

道路使用についての地域住民、道路利用者等の合意形成が円滑になされるよう必要な助言・情報提供等を行うとともに、地方公共団体と連携する（協議会の活用）。

※ 協議の場への参画が望ましいもの

実施主体/地方公共団体の職員/地域住民や地元商店街の代表/地元商工会議所やTMOの代表/地元運送事業者の代表/その他協議会参画の必要がある者

※ イベント等の実施に伴い警察に寄せられた要望、苦情等は集約して実施主体に提供する。

③ 許可の一括化

複数の道路使用が、一つの運営団体の管理・責任の下で一体として行われる場合には、申請者の要望に応じ、許可を一括化する。

④ 道路占用許可との一括受付

道路使用許可と道路占用許可の双方が必要である場合には、実施主体・道路管理者と一堂に会する場を設けて事前相談を受けたり、両許可に係る申請を一括して受け付けたりする。

なお、国土交通省が管理する道路において、歩行者利便増進道路制度を適用して飲食提供等のための施設を路上に設置する場合には、道路占用許可システムを活用し、道路使用許可の申請（①の確認事項を満たすもの又は事前相談を実施済みのものに限る。）及び道路占用許可の申請のオンラインによる一括受付を実施している。

参考事例

道路空間利活用における代表的事例：福井市

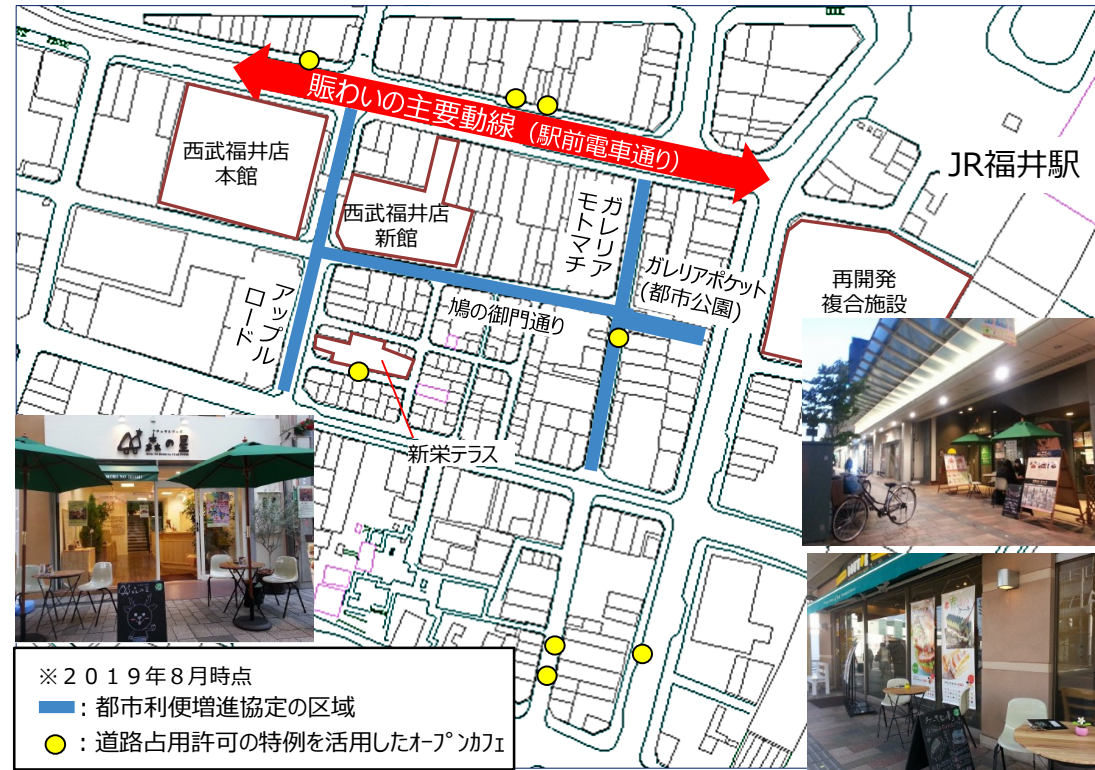
- 道路空間利活用（歩道上のオープンカフェ設置）について、計画段階から警察とともに、交通安全等の配慮が必要な事項について検討・協議を重ね、社会実験を実施。その効果検証後、本格実施に移行。
- 本格実施に移行後は、道路占用・使用とも1年間の許可期間が認められるなど、円滑な運営を実施。

■ 道路空間利活用の経緯

- H25 まちづくり福井（株）が都市再生推進法人に指定公共空間利活用検討会の設置（福井市、まちづくり福井、福井警察署がメンバー）
- H25 社会実験の実施（歩道上にオープンカフェ等を設置）
⇒店舗や利用者の意見、交通安全性等について、検討会で検証した結果、集客効果が高いこと、安全確保に支障はないこと等から、本格実施に向けて準備を進める。
- H26～ 都市再生特別措置法に基づく道路占用許可の特例（以下「都市再生占用特例」）を適用した上で「街色Open Café」として本格実施
- ・沿道の飲食店と協力し、歩道上にオープンカフェを設置
 - ・毎年6～10店舗が参加
 - ・開催期間は毎年4月1日～11月30日
 - ・直接提供はNG、テイクアウトのみ飲食可能
 - ・テーブルやイスの出し入れ、ゴミ処理、違法駐輪の監視等は、参加店舗の役割

■ 道路占用・使用許可関連の情報

許可期間	占用：1年間 使用：1年間
申請者	まちづくり福井（株）※都市再生推進法人
申請方法	一括申請 ※福井市が占用、使用ともワンストップで受理
制度活用	都市再生占用特例（H26～） 都市利便増進協定（H30～）



■ 円滑な道路空間利活用のポイント

- ・利活用に向けた関係者の合意形成の場を計画段階から構築できたこと。
- ・実施主体に都市再生推進法人という公的な位置づけを付与したこと。
- ・都市再生占用特例や都市利便増進協定の制度を活用したこと。
- ・本格実施の前に社会実験を実施し、取組の効果や交通安全性等を関係者間で検証・改善し、リスクを減らした上で本格実施に移行したこと。

「街色Open Café」の申請内容

① 道路使用の行為

4月1日～11月30日の期間中、沿道の飲食店と協力して、歩道空間におけるオープンカフェを実施。

② 道路使用許可期間

4月～翌年3月までの1年間を一括して申請。取組1年目は1ヶ月間だったが、交通安全上問題がないことを警察に相談した結果、2年目から1年間に延長。

③ 道路使用する場所

都市再生占用特例を適用した歩道空間



④ 必要な申請書類

- ・現場位置図
 - ・現場周辺道路状況図
 - ・道路使用状況図
 - ・設計書・工程表
 - ・店舗配置図
 - ・出店者名簿
- } 福井県警HPに記載のある書類
- } 本事例における追加書類

⑤ 申請単位・申請方法

- ・まちづくり福井株式会社（都市再生推進法人）が申請主体となり、個々の店舗をまとめて一括で申請。
- ・道路交通法第78条第2項の規定により、道路管理者である福井市が道路占用と道路使用の申請をワンストップで受理。

警察との協議において留意すべきポイント

- ・店舗配置、問題発生時の連絡体制、現場スタッフの有無等、申請時に取組の詳細を求められる場合があるため、可能な限り事前に計画の詳細を定めておくこと。
- ・当初申請書に添付した店舗配置図等が変更になった場合には、警察が住民等からの苦情に適切に対処できるようにするため、追加申請が必要な場合があること。
- ・オープンカフェを車道側（歩道空間）に設置する場合には、安全性の確保の観点から、必要に応じて警察への事前相談を行うこと。
- ・アルコールの提供に関して、地域住民等の合意形成や、道路交通の安全性に懸念が生じる場合には、必要な対策を講じること（現在はまちづくり福井が主体となり、問題が発生しないよう注意を払う措置を講じている）。
- ・テーブルやイス等を歩道上の点字ブロック付近に設置する場合には、歩行者等の安全性の確保の観点から、必要な対策を講じること（現在は、点字ブロックから左右60cm以上の間隔を確保する措置を講じている）。

警察との協議が円滑化したポイント

- ・道路空間利活用に向け、計画段階から警察を含めた関係者の検討会を構築し、利活用の目的、関係者の意向を踏まえた運用ルールや体制等について、合意形成を図ることができたこと。
- ・実施主体に都市再生推進法人という公的な位置づけを付与したことにより、警察等に対する信頼性の向上に繋がったこと。
- ・都市再生占用特例や都市利便増進協定の制度を活用することにより、取組に対して法的な位置づけを付与したこと。
- ・本格実施の前に社会実験を実施し、取組の効果や交通安全性等を関係者間で検証・改善し、リスクを減らした上で本格実施に移行したこと。
- ・関係者で構成された検討会において、国土交通省から都市再生推進法人の制度やその取組事例等を紹介することにより、関係者の理解促進に繋がったこと。

「ソライロテラス」「まちフェス」の申請内容

①道路使用の行為

- ソライロテラス
4月～11月の毎週日曜日（9:00～18:00）にアップルロードを通行止めにして、イスやテーブル、ケータリングカーを設置したオープンテラスを実施。
- まちフェス
6月、9月の第1日曜日に、駅前電車通り、アップルロード、ガレリア元町（アーケード内）で、駅前の交流広場（ハピテラス）とも連携したイベントを実施。

②道路使用許可期間

4月～翌年3月までの1年間のうち、実施日数分を一括して申請。

③道路使用する場所

都市再生占用特例または都市利便増進協定を適用した車道及び歩道空間

④必要な申請書類

- ・現場位置図
 - ・現場周辺道路状況図
 - ・道路使用状況図
 - ・設計書・工程表
 - ・店舗配置図
 - ・出店者名簿
 - ・駅前商店街や福井鉄道等の通行止めに対する同意書
- 福井県警HPに記載のある書類
- 本事例における追加書類

⑤申請単位・申請方法

- ・まちづくり福井株式会社（都市再生推進法人）が申請主体となり、個々の店舗をまとめて一括で申請。
- ・道路交通法第78条第2項の規定により、道路管理者である福井市が道路占用と道路使用の申請をワンストップで受理。

ソライロテラス



まちフェス



- 新宿モア4番街において、深刻化する違法駐輪や違法駐車への対策と地域の賑わい創出を目的に、オープンカフェ等を設置する社会実験を開始。課題解決効果の検証と交通安全対策の協議を丹念に行い、本格実施に移行。
- 本格実施に移行後、現在は道路占用・使用とも5年間の許可期間が認められるなど、円滑な運営を実施。

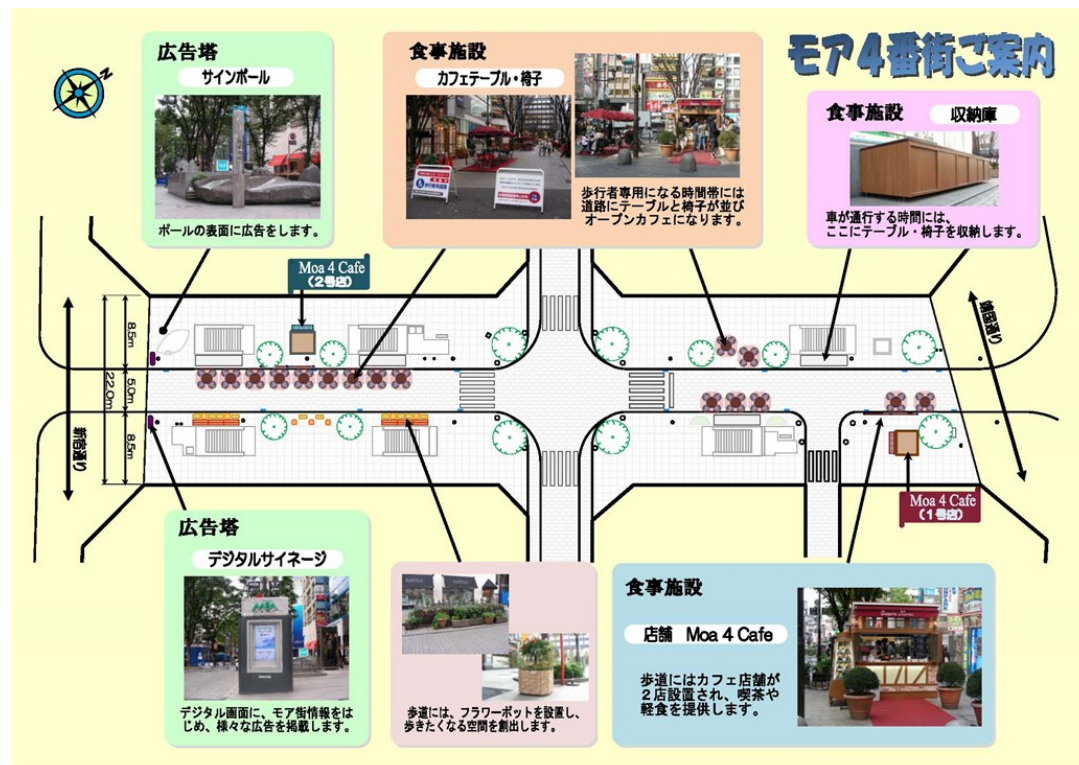
■ 道路空間利活用の経緯

- H15 新宿モア4番街において違法駐輪・違法駐車の問題が深刻化
- H17 社会実験の実施（歩道・車道上にオープンカフェ等を設置）
 ~H24 ⇒違法駐輪等に対する効果検証と交通安全対策の協議を行った結果、違法駐輪等が激減し、来街者からの継続要望が多く、安全性に支障はないことから本格実施に向けて準備を進める。
- H24~ 都市再生占用特例を活用した上で本格実施に着手
 ・オープンカフェ等の食事施設や広告塔を常設
 ・店舗運営者が継続的に道路を管理



■ 道路占用・使用許可関連の情報

許可期間	占用：5年間 使用：5年間 ※都市再生整備計画の期間と同期間
申請者	新宿駅商店街振興組合
申請方法	一括申請
制度活用	都市再生占用特例（H24~）



■ 円滑な道路空間利活用のポイント

- 利活用に向けた関係者の合意形成の場を計画段階から構築できたこと。特に、違法駐輪や違法駐車の問題に対する解決に資する取組として、道路管理者・警察等と利害が一致する関係を築けたこと。
- 都市再生占用特例の制度を活用したこと。
- 本格実施の前に社会実験を実施し、取組の効果や交通安全性等を関係者間で検証・改善し、リスクを減らした上で本格実施に移行したこと。

新宿モア4番街における申請内容

① 道路使用の行為

車道及び歩道空間において、オープンカフェ、本設店舗、広告塔、植栽、収納庫（オープンカフェ実施時間外にイスやテーブル等を収納）を設置。

【オープンカフェ実施時間】

夏季（4～9月）：平日 15:00～21:30 休日 12:00～18:00

冬季（10～3月）：平日 15:00～19:30 休日 12:00～17:00

② 道路使用許可期間

- ・現在は、都市再生整備計画の期間と同じ5年間を一括して申請。
- ・社会実験の段階では1ヶ月ごとの申請だったが、都市再生占用特例を適用した本格実施の段階から1年単位に延び、R3年度からは5年間で許可。

③ 道路使用する場所

都市再生占用特例を適用した車道及び歩道空間
（※本特例の運用事例としては全国初）

④ 必要な申請書類

- ・道路使用の場所または区間の付近の見取図
- ・道路を使用して行う行為の内容がわかるもの
- ・設計図及び仕様書（工作物を設ける場合）
- ・緊急時における連絡先
- ・イベント等における企画書

警視庁HPに記載のある書類

本事例における追加書類

⑤ 申請単位・申請方法

新宿駅商店街振興組合が申請主体となり、個々の店舗をまとめて一括で申請。



警察との協議において留意すべきポイント

- ・オープンカフェ等の設置に際し、①店舗の規模と設置場所、②店舗設置により生じる死角に対する安全性（ガードパイプ設置）、③緊急車両の通行帯（車道幅員3m）の確保など、道路交通の安全性の確保に対して入念な確認が必要なこと。
- ・店舗の本設化について、建築物を道路上に設置する理由付けが必要なこと。（結果的に、「都市再生整備計画に位置づけられた賑わいづくりに必要な施設であり、公共性を有する。」という理由で整理した。）
- ・アルコールの提供に関して、地域住民等の合意形成や、道路交通の安全性に懸念が生じる場合には、必要な対策を講じること。

警察との協議が円滑化したポイント

- ・道路空間利活用に向け、計画段階から警察を含めた関係者の検討会を構築し、利活用の目的、関係者の意向を踏まえた運用ルールや体制等について、合意形成を図ることができたこと。
- ・違法駐輪や違法駐車の問題に対する解決に資する取組として、道路管理者・警察等と利害が一致する関係を築けたこと。
- ・都市再生占用特例の制度を活用することにより、取組に対して法的な位置づけを付与したこと。
- ・本格実施の前に社会実験を実施し、取組の効果や交通安全性等を関係者間で検証・改善し、リスクを減らした上で本格実施に移行したこと。
- ・本格実施以降も引き続き関係者間で連携を図り、道路占用許可と道路使用許可を同一の期間に合わせたこと。

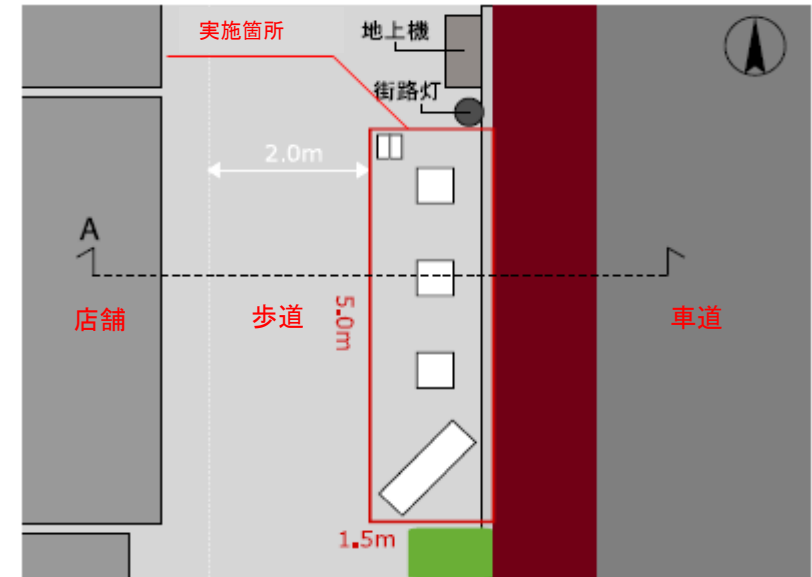
- 松本市では、コロナ占用特例を活用し、店先の歩道をテラス席などとして利用する「街場のえんがわ作戦」を令和2年8月より開始。現在では、ほこみち（歩行者利便増進道路）に移行し、9路線で、7団体（61店舗）が実施。
- 車道側にもイスやテーブルを設置することにより、テラス席利用のみならず、憩いの場として幅広く利用。



↑ テラス席を車道側に設けた事例（大名町通り） ※松本市提供






↑ テラス席設置前（大名町通り） ※松本市提供



↑ 歩道におけるテラス席設置箇所（大名町通り）

■屋外客席に関する規定（長野県）とほこみち指定

- 店舗の施設基準は、食品衛生法施行規則の参酌基準を参考に、条例に定められている。
- 条例等において、屋外客席に関する規定は定めておらず、客席を車道側に設置することが可能である。
- コロナ占用特例終了後も取組を継続するため、ほこみち（歩行者利便増進道路）に指定済み。
- なお、本事例では、ほこみち移行後の道路使用許可は、道路占用許可と同一の期間となっている。

場所	活動の概要	占用許可		使用許可		申請者	写真
		許可期間 (※1)	特例 制度	許可期間 (※1)	行為の 分類 (※2)		
姫路市 【大手前通り】	<p>大手前通り活用チャレンジ2020「ミチミチ」において、休憩施設の設置やイベント等を実施。</p> <p><事業期間> ①令和2年11月～令和3年5月(約7ヶ月間) ②令和3年5月～令和4年3月(約10ヶ月間)</p>	<p>①7ヶ月間 ②10ヶ月間</p>	<p>社会実験 として実施 ※今後、ほこ みち制度を適 用予定(令和 3年2月指定)</p>	<p>①7ヶ月間 ②10ヶ月間 (休憩施設) ※イベントは 7日間</p>	2号 ほか	大手前み らい会議	
柏市 【柏駅前ペデス トリアンデッキ】	<p>柏駅前デッキ利活用プロジェクト「KASHIWA W DECK」において、飲食・物販等の賑わい創 出事業と広告事業を実施。</p> <p><事業期間> 令和3年4月～令和4年3月</p>	1年間	都市再生 占用特例	<p>1年間 (広告板) ※飲食・物販等 は1ヶ月間</p>	2号 ほか	一般財団 法人 柏 市まちづく り公社	
新潟市 【万代ガルベス トン通り(市道 南2-4号線)】	<p>「万代ガルベストーンテラス社会実験」において、ベン チ・テーブルの設置やキッチンカーの出店等を 実施。</p> <p><事業期間> 令和2年7月～9月(約3ヶ月間)</p>	3ヶ月間	コロナ占用 特例 ※今後、ほこ みち制度を適 用予定(令和 4年4月指定)	1ヶ月間	3号	万代シ ティ商店 街振興組 合	

※1：1回の申請における許可期間を示す。

※2：各号の内容は、第3章P11「【参考】道路使用許可が必要となる行為の分類の主な例」を参照。

場所	活動の概要	占用許可		使用許可		申請者	写真
		許可期間 (※1)	特例 制度	許可期間 (※1)	行為の 分類 (※2)		
前橋市 【前橋駅北口 けやき並木通 り】	「前橋駅けやき並木通りオープンカフェ」において、オープンカフェやキッチンカーの出店等を実施。 ＜事業期間＞ ①令和3年5月～令和3年10月(約6ヶ月間) ②令和3年11月(約1ヶ月間) ③令和3年12月～令和4年3月(約4ヶ月間)	①6ヶ月間 ②1ヶ月間 ③4ヶ月間	都市再生 占用特例	①6ヶ月間 ②1ヶ月間 ③4ヶ月間	3号	公益財団 法人 前 橋市まち づくり公社	
岡崎市 【康生通り】	QURUWA戦略における公共空間を活用した公民連携プロジェクトの一つである「グッとくるわ康生」において、休憩施設の設置や歩道の軒先活用等を実施。 ＜事業期間＞ 令和2年11月～令和3年3月(約4ヶ月間)	4ヶ月間	コロナ占用 特例	1ヶ月間	3号	株式会社 まちづくり 岡崎	
北九州市 【サンロード魚 町】	昼の野菜・雑貨等販売「サンロード鳥町マルシェ」や、夜のオープンカフェ「サンロード鳥町夜市」等を実施。 ＜事業期間＞ 令和元年4月～令和元年11月(約8ヶ月間)	3ヶ月間	国家戦略 特別区域 法に基づく 占用特例	1ヶ月間	4号	鳥町まち づくり会議 推進協議 会	

※1：1回の申請における許可期間を示す。

※2：各号の内容は、第3章P11【参考】道路使用許可が必要となる行為の分類の主な例を参照。

參考資料

地域再生制度の概要

○ 地域再生法（平成17年法律第24号）

- 地方公共団体が作成する**地域再生計画**を内閣総理大臣が認定、認定計画に基づく措置を通じて、自主的・自立的な地域の活力の再生に関する取組を支援
- 地域再生の施策は、「**就業の機会の創出**」「**経済基盤の強化**」「**生活環境の整備**」が3本柱
- 地域再生法は、**各府省横断的・総合的な施策**を乗せる**共通プラットフォーム**として機能
- 計画認定には、**地域再生基本方針（閣議決定）**への適合を確認

○ 地域再生計画の認定プロセス



- 平成17年の法制定以降、**8度の法改正**（H19,20,24,26,27,28,30,R1）により、支援措置メニューを充実
- 特に、平成26年からの**地方創生の流れ**に呼応し、支援措置メニューの強化が加速
- 地方創生全体の方向性を定める「**まち・ひと・しごと創生法**」（平成26年法律第136号）と、個別地域における具体的な支援措置を提供する「**地域再生法**」の2法が両輪となって地方創生を推進

主な支援措置メニュー

- ① **地方創生推進交付金**（H28創設）
- ② **地方創生拠点整備交付金**（H28創設）
- ③ **地方創生整備推進交付金**（道・汚水処理施設・港）
（H17創設、H28改正）
- ④ **企業版ふるさと納税**（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業）（H28創設）
- ⑤ **地域再生支援利子補給金**（H20創設）
- ⑥ **企業の地方拠点強化の促進に係る課税の特例等**
（地方活力向上地域等特定業務施設整備事業）（H27創設、H30改正）
- ⑦ **地域再生エリアマネジメント負担金**
（地域来訪者等利便増進活動計画）（H30創設）
- ⑧ **商店街活性化促進事業**（H30創設）
- ⑨ 「**小さな拠点**」の形成に係る**手続・課税の特例**
（地域再生土地利用計画）（H27創設）（小さな拠点税制）（H28創設、H30改正）
- ⑩ **生涯活躍のまち形成事業**（H28創設）
- ⑪ **地域住宅団地再生事業**（R1創設）
- ⑫ **既存住宅活用農村地域等移住促進事業**（R1創設）
- ⑬ **民間資金等活用公共施設等整備事業**
（民間資金等活用事業推進機構（PF推進機構）の業務特例）（R1創設）
- ⑭ **補助対象施設の有効活用**
（財産処分制限に係る承認手続の特例）（H17創設） 等

- ◆近年、民間が主体となって、賑わいの創出、公共空間の活用等を通じてエリアの価値を向上させるためのエリアマネジメント活動の取組が拡大。
- ◆他方、エリアマネジメント活動では、安定的な活動財源の確保が課題。特に、エリアマネジメント活動による利益を享受しつつも活動に要する費用を負担しないフリーライダーの問題を解決することが必要。
(民間団体による自主的な取組であるため、民間団体がフリーライダーから強制的に徴収を行うことは困難)
- ◆このため、海外におけるB I Dの取組事例等を参考とし、3分の2以上の事業者の同意を要件として、市町村が、エリアマネジメント団体が実施する地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用を、その受益の限度において活動区域内の受益者(事業者)から徴収し、これをエリアマネジメント団体に交付する官民連携の制度(地域再生エリアマネジメント負担金制度)を創設し、地域再生に資するエリアマネジメント活動の推進を図る。

※ B I D・・・Business Improvement District。米国・英国等において行われている、主に商業地域において地区内の事業者等が組織や資金調達等について定め、地区の発展を目指して必要な事業を行う仕組み。

【地域再生に資するエリアマネジメント活動】

地域の来訪者又は滞在者の利便の増進やその増加により経済効果の増進を図り、地域における就業機会の創出や経済基盤の強化に資する活動

(例)



イベントの開催



オープンスペースの活用

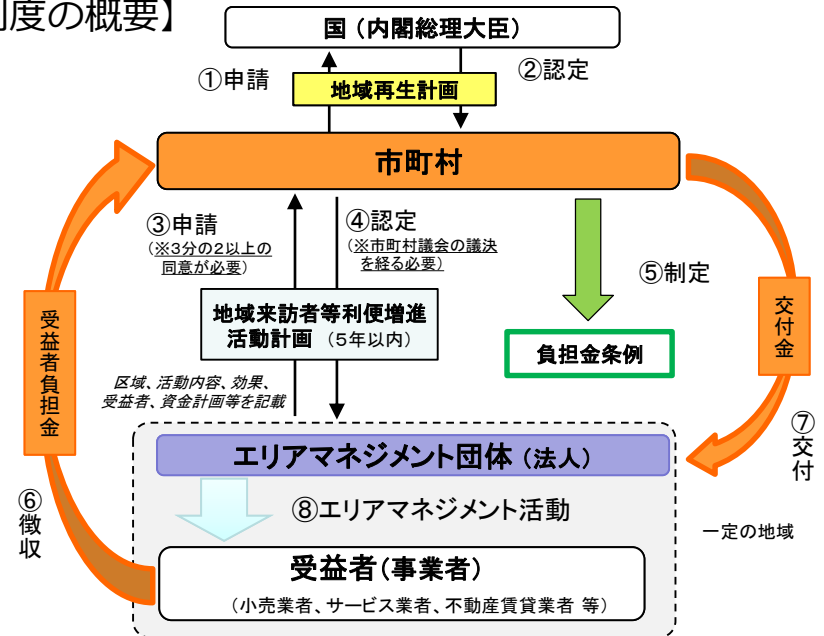


自転車駐輪施設の設置



賑わいの創出に伴い必要となる巡回警備

【制度の概要】



※ 3分の1超の事業者の同意に基づく計画期間中の計画の取消等についても、併せて規定

来訪者等の増加により事業機会の拡大や収益性の向上を図り、地域再生を実現